

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

整理簿

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

_____ 税務署長 殿 平成____年____月____日

届出者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 (電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の4第17項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法第70条の4第18項第70条の6第21項の規定により届け出ます。

1 贈与又は遺贈により特例農地等を取 得した年月日	昭和・平成 年 月 日		
2 贈与者 被相続人の住所・氏名	住所	氏名	
3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項			
(1) 承認申請書の提出年月日	平成 年 月 日		
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日 ※	平成 年 月 日		
※ (1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。			
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項			
(1) 貸付先(事業施行者)の名称等	住所	名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成 年 月 日	
	貸付期限	平成 年 月 日	
(3) 一時的道路用地等に係る 事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		
※ 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。			

5 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細					
番号	所 在 場 所	地 目	貸付け直前 の利用状況	面 積	地上権等の 登記の有無
1				(.....)㎡ ㎡	有・無
2				(.....)㎡ ㎡	有・無
3				(.....)㎡ ㎡	有・無
4				(.....)㎡ ㎡	有・無
5				(.....)㎡ ㎡	有・無
6				(.....)㎡ ㎡	有・無
7				(.....)㎡ ㎡	有・無
8				(.....)㎡ ㎡	有・無
9				(.....)㎡ ㎡	有・無
10				(.....)㎡ ㎡	有・無
合 計				(.....)㎡ ㎡	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を
 引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類 (別添のとおり)

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(裏)
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の一時的道路用地等としての貸付特例（租税特別措置法第70条の4第17項又は租税特別措置法第70条の6第21項）（以下「一時的道路用地等としての貸付特例」といいます。）の適用を受けている人が、一時的道路用地等としての貸付けに関する承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに、一時的道路用地等としての貸付特例の適用を引き続き受けたい旨の届出（継続届出）をする場合に使用します。

1 この届出書で贈与税について継続届出をするときは、本文中の「第70条の6第21項」及び「第70条の6第22項」の文字を、相続税についての継続届出をするときは、「第70条の4第17項」及び「第70条の4第18項」の文字を二重線で抹消してください。

2 3(2)「(1)の承認申請に対する承認年月日」欄は、次により記載してください。

(1) 承認申請に係る承認通知書を受領している場合には、受領した日を記載してください。

(2) 承認申請に係る承認通知書を受領していない場合には、3(1)の「承認申請書の提出年月日」欄に記載した日から1月を経過した日を記載してください。

(3) 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている一時的道路用地等として貸し付けられている農地等の所有者等が死亡し、相続人がその農地等について引き続き相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、相続人がその死亡した農地等の所有者等に係る相続税の申告書を提出した日が承認の日となりますからその日を記載してください。

(注) この場合、一時的道路用地等として貸し付けられている農地等について、相続税の納税猶予の適用を受けるためには、被相続人がその貸付け直前までその農地等で農業を営んでいたこと及び相続人がその貸付終了後においてその農地等で農業を営むことにつき農業委員会の証明（「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」）を受けて、相続税の申告書にその証明書等を添付し提出する必要があります。

(例) ・(1)又は(3)の場合

承認申請に係る承認通知書を受領した日又は相続税の申告書を提出した日が平成13年4月25日であれば、継続貸付届出書は毎年4月25日までに提出しなければなりません。

・(2)の場合

承認申請書を提出した日が平成13年4月25日であれば、承認年月日は、平成13年5月25日となり、継続貸付届出書は毎年5月25日までに提出しなければなりません。

3 「5」欄は、一時的道路用地等として貸し付けている贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている特例農地等について、1筆ごとに、次によって記載してください。

(1) 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(2) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。

(3) 「貸付け直前の利用状況」欄は、例えば、水田、梨畑、作業場の敷地などのように具体的な利用状況を記載してください。

(4) 「面積」欄は、次によって記載してください。

イ 1筆の特例農地等の全部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を下欄に記載してください。

ロ 1筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、納税猶予の適用を受けた年分の贈与税の申告書に添付された「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」又は相続税の申告書第12表「農地等について納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書」に記載してあるその特例農地等の面積を上欄（ ）内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

(5) 「地上権等の登記の有無」欄は、一時的道路用地等として貸し付けた特例農地等に地上権等の設定登記を行っている場合には「有」に、地上権等の設定登記を行っていない場合には「無」の文字を○で囲んでください。

4 この届出書には、「5」欄の土地について一時的道路用地等として引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書面を添付してください。

5 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。